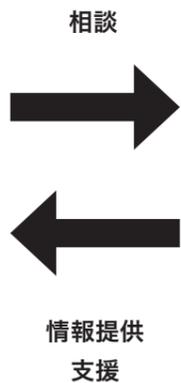


【子育て世代への支援の流れ】



【子育て世代】



子育て世代
包括支援センター
健康管理センター窓口
南川町 4-31 ☎ 52・2222



子育てなんでも相談窓口
市役所 1階 4番窓口
(子ども未来課)
大手町 6-3 ☎ 64・6013



連携・委託

医療機関（産科・小児科医ほか）、若狭健康福祉センター、児童相談所、公立・私立保育園、子育て支援センター、小浜市保健推進員、助産師会「うぶごえ」、民間機関（事業所ほか）

※書類の提出など
手続きは指定の
窓口になります

窓口	事業名	内容
市役所 1階 4番窓口 子ども未来課 ☎ 64・6013	子ども医療	申請受付、受給者証交付、内容変更、再発行
	母子家庭等医療	申請受付、受給者証交付、内容変更、再発行
	児童扶養手当	申請受付、内容変更、更新手続き（現況届）
	放課後児童クラブ	申請受付、休会、退会手続き
	結婚相談	若狭小浜婚活倶楽部加入申し込み
	児童手当	認定、改定請求受付、消滅届受付
健康管理センター窓口 ☎ 52・2222	保育園	次年度入園申請、途中入園申請、認定変更届
	不妊治療	費用助成申請
	母子健康手帳	妊娠届出受付、母子健康手帳交付、再発行
	妊婦乳児健康診査	子ども手帳（受診票）の交付、転入時差し替え、再発行
	妊婦・1か月児健康診査償還払い	申請書発行、申請受付
	予防接種	子ども手帳（予診票）の交付、転入時差し替え、再発行
	予防接種償還払い	指定予診票、医療機関依頼状、支払い申請書の発行など
	未熟児養育医療	申請受付、受給者証交付
乳幼児集団健診等 (3か月、6か月、1歳、1歳6か月、3歳)	案内の送付、都合が悪い人の連絡受付、日程調整	

具体的なサービス内容

1. 安心！妊娠届出時に気軽に相談

届出は、原則、保健師が対応します。妊娠・出産・子育てにかかる母体の心身の変化や注意点、その他気になることをその場で相談できます。

2. ワンストップでサービス紹介

電話や窓口などでの問い合わせに対して、子育て支援にかかる行政サービスを適切に利用・紹介します。

3. いつでも手軽に専門相談

各窓口には保健師または保育士を配置しています。電話や窓口において、専門的な相談に応じます。

4. 子どもの安全第一

虐待の予防やその恐れ早期発見に努め、「おぼまつ子」の成長を、関係機関で連携して見守ります。

5. 地域で子育てしやすいまちづくり

子育て世代の「あったらいいな」を把握し、社会資源の活用、育成と開発に努めます。

「困ったな」「あったらいいな」「安心♥相談」

子育て世代の相談窓口が
9月1日にオープン！

子育て世代の「あんな悩み」や「こんな心配」に、いつでも手軽に相談できる専門窓口ができました。関係機関と連携することで、円滑にサービスを紹介します。

■問い合わせ 子育て世代包括支援センター☎ 52・2222



- ①切れ目のない支援
妊娠期から子育て期にわたり、「専門的な知見」「当事者目線」の視点を生かして、必要な情報を共有し、切れ目のない支援を行います。
- ②スムーズな窓口相談
窓口や電話相談では、個別ニーズを把握し、情報提供や相談支援を行い、必要なサービスを円滑に利用できるようにします。
- ③ネットワークを構築
関係機関とのネットワークを構築し、必要に応じた社会資源の開発を行います。



子ども未来課
はたみ 美栄子 保健師

市では、「子育て世代包括支援センター」と「子育てなんでも相談窓口」を9月1日(金)から開設します。妊娠期から子育て期までの多様なニーズに対して総合的相談支援を提供する専門の窓口です。



▶主な支援など

小浜の取り組み
市では、連携体制の強化を目的に、4月に市民福祉課の母子保健と子ども未来課の児童福祉を統合しました。
9月から、健康管理センター（南川町）に「子育て世代包括支援センター」を、庁内（大手町）に「子育てなんでも相談窓口」を開設することで、連携して子育てを支援します。

児童福祉法・母子保健法が改正
平成28年6月に「児童福祉法」が改正されました。すべての子どもの権利を擁護するために、子どもと家庭への支援を行うにあたっては、最も身近な自治体とその責務を負うことがのぞましいとされました。
体制の強化のために、29年4月には「母子保健法」が改正。妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を提供する拠点として、「子育て世代包括支援センター」が法定化されました。